

2020(令和2)年5月25日

厚生労働大臣 加藤勝信 殿
厚生労働省・雇用均等・児童家庭局長 殿
同・子ども家庭局総務課少子化総合対策室長 殿
同・家庭福祉課虐待防止対策推進室 保健指導専門官 殿

【送付先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省 子ども家庭局総務課 少子化総合対策室
研修・研究助成係(13階 1303号室)

申入書

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業・調査研究課題32の公募(一次公募)について

SBS 検証プロジェクト

共同代表

笹倉香奈
(甲南大学法学部教授)

秋田真志
(弁護士・大阪弁護士会)

事務局長

川上博之
(弁護士・大阪弁護士会)

【連絡先】

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目14番6号
センチュリー西天満5Bゼラス法律事務所
Tel. 06-6316-3100 / Fax. 06-6316-3101

申入れの趣旨

貴省における標記調査研究課題32にかかる公募(以下、「本件公募」といいます)について、以下、別紙「申入れの理由」に述べるような問題点及び疑問点(以下、「本件問題・疑問点」といいます)が払拭できません。つきましては、本件問題・疑問点について下記の質問に回答されるとともに、その解消に向けての方策を実施してください。仮に本件問題・疑問点が解消されない場合には、公募の中止ないし延期を求めます。ご回答につきましては、書面にて上記連絡先であるゼラス法律事務所までお願いいたします。

記

質問事項

- 1 本件公募対象となる調査研究は、「乳幼児揺さぶられ症候群」をめぐる諸問題、特にその診断基準の妥当性についても及ぶものと理解して良いか。及ぶのであれば、その趣旨を公募内容としても明記されたい。
- 2 調査研究では、「乳幼児揺さぶられ症候群」による虐待を疑われた養育者からのヒアリング等を調査対象とするのか。また従前、虐待認定の誤りがなかったかについても調査対象とするのか。
- 3 調査研究の期間として、10 か月足らずで十分と考えているのか。
- 4「想定される事業の手法・内容」として例示される「関係学会等の協力」「有識者の参画」における「関係学会」「有識者」として、どのような学会・メンバーが想定されているのか。
- 5 採択される研究事業の実施主体の公正中立さ、能力はどのように担保するのか。その子ども・子育て支援推進調査研究事業企画評価委員会の人選(特に外部有識者等)、具体的な審査基準及び審査方法はどのようなものか。また、従前同種の調査研究を実施した事業主体が有利とならず、新規の事業主体が参加しやすくなる方策はとられているのか。とられている場合、その内容。
- 6 成果の評価方法について、具体的な評価基準及び審査方法はどのようなものか。

以上

(別紙)

申入れの理由

1 本件公募の概要

本件公募は、調査研究課題個票によれば、児童相談所における乳幼児揺さぶられ症候群などの虐待による乳幼児頭部外傷事案について、知見の収集や児童相談所の取組状況等の調査を行い、課題や取組等について整理し、もって児童福祉施策に資することを目的とし、事業の手法・内容として、「1 国内外の文献の収集、整理」、「2 児童相談所に対する事例調査と分析」、「3 課題・留意事項の整理」等が想定されています。このうち、3については「関係学会等の協力」「有識者の参画」が想定されています。

その事業の実施主体としては、「社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、その他の法人、都道府県、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)」という限定がある一方、それ以外にはその実施団体の性格、能力等についての要件は課されていません。

なお、本調査研究は単年度の事業とされ(子ども・子育て支援推進調査研究事業実施要綱4(2)参照)、「令和3年3月31日までに終了しない事業である場合」は、「採択しない」とされていることからすると(令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業公募(国庫補助協議)要領5(1)参照)、事業期間は10か月足らずと考えられます。

2 本件問題・疑問点について

(1)「調査研究課題を設定する背景」の認識について

まず、本件公募は、「調査研究課題を設定する背景」として、「乳幼児揺さぶられ症候群などの虐待による乳幼児頭部外傷は、重篤な場合には死に至るものであり、『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第15次報告)』(児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会)においても、虐待による直接の死因は頭部外傷が最も多く、3歳未満児では36%(不明を除く有効割合)を占めている」との認識(以下、「本件背景認識」といいます)を示していますが、この認識は「乳児揺さぶられ症候群」による虐待認定が正確であることを所与の前提としたものであり、本件調査

研究をその開始時点から歪めるおそれがあるものと言わざるを得ません。その理由は以下のとおりです。

確かに、乳幼児に対する虐待は、きわめて深刻なものであり、その防止や虐待の発見、被害児の適切な保護措置等が重要であることは、論を待ちません。

しかしながら、本件背景認識が所与の前提であるかのように記載している「乳幼児揺さぶられ症候群」については、その概念そのものが曖昧であるほか、特にその鑑別の可否・方法については強い疑問が示されています。すなわち、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き(平成 25 年8月改正版)」有斐閣 284～285 頁によれば、「シェイクン・ベビー・シンドローム(以下、SBS という)は、子どもの頭部が、暴力的に揺さぶられることによって、回転性の著しい加速と減速が繰り返されることにより生じる頭部外傷である」とされ、「SBS の診断には、①硬膜下血腫またはくも膜下出血②眼底出血③脳浮腫などの脳実質損傷の3主徴が上げられ、…出血傾向のある疾患や一部の代謝性疾患や明らかな交通事故を除き、90 cm以下からの転落や転倒で硬膜下出血が起きることは殆どないと言われている。したがって、家庭内の転倒・転落を主訴にしたり、受傷機転不明で硬膜下血腫を負った乳幼児が受診した場合は、必ず SBS を第一に考えなければならぬ」などとされています。しかし、「暴力的な揺さぶり」のみによって SBS とされる頭部外傷が生じるのかについて疑問視する見解もあるほか、「90 cm以下からの転落や転倒で硬膜下出血が起きることは殆どない」との記述は明らかに誤りです。さらに根本的な問題として、SBSの診断は循環論法に陥っており、科学的妥当性がないと国際的に強く批判されています。実際、国の内外を問わず、上記のような診断基準に基づく SBS 診断で誤った虐待認定がなされているとの訴えは多く、日本においても、近時 SBS としての刑事立件や訴追に対し、不起訴処分や無罪判決が繰り返し出されています¹。児童相談所において SBS を疑われる事案のうち、確実な証拠が得られた限られた事件だけが刑事訴追されているとも言われてきましたが、その刑事事件においても具体的な事故や病気の可能性が認められているのです。児童相談所による対応の段階で SBS を疑い長期親子分離がなされた事案において、SBS の疑いに十分な医学的根拠がないものが含まれてい

¹ 大阪高裁令和元年 10 月 25 日判決、同令和 2 年 2 月 6 日判決、東京地裁立川支部令和 2 年 2 月 7 日判決等。

することも容易に想像されます。児童相談所における従前の SBS の虐待認定のあり方についても、再検証されるべきことは明らかです。仮に、誤った医学的基準を前提に、誤った虐待認定がなされたとすれば、疑われた養育者のみならず、被害児とされた児童やその家族にも取り返しのつかない損害を与えます。

そうである以上、貴省において「乳幼児頭部外傷事案について、知見の収集や児童相談所の取組状況等の調査」を実施するというのであれば、問題のある「乳幼児揺さぶられ症候群」を所与の前提とするのではなく、従前主張されてきた「乳幼児揺さぶられ症候群」の概念やその診断基準そのものをゼロから検証し直す必要があることは明らかです。

しかし、一部の医師グループからは、上記のような批判や、乳幼児揺さぶられ症候群の事例で誤った虐待認定が行われているとの指摘に対し、感情的に反発する意見も表明されています。そのため、本件調査研究事業が、そのような一部医師グループに主導された場合、「乳幼児揺さぶられ症候群」そのものの問題点について踏み込んだ研究は期待できません。ちなみに、そのような医師グループの中には、アメリカ小児学会等が 2018 年に公表した論文²をもって、SBS/AHT をめぐる論争には決着がついたかのような意見を述べる方もおられますが³、国際的にはなお論争は続いており、偏った意見と言わざるを得ません⁴。

ところが、本件背景認識には、そのような問題意識は一切窺われず、逆に

² Choudhary et al., Consensus statement on abusive head trauma in infants and young children, *Pediatric Radiology*, 23 May 2018. AHT共同声明全体の翻訳をSBS検証プロジェクトのブログ上で公開しています。笹倉香奈翻訳「乳児と子どもの虐待による頭部外傷に関する共同声明」(2019年)

https://drive.google.com/file/d/1b1sJO8tLoZ_9t1Bp-AaqasSYpMG0t_8s/view

³ たとえば日本小児科学会のウェブサイトにある「乳幼児揺さぶられ症候群について」(Q&A)には、「2018年9月2日～5日に、チェコのプラハで開催された第22回国際子ども虐待防止学会(ISPCAN)世界大会でも、この共同合意声明を検証するワークショップ……が開催され、本共同合意声明の妥当性が国際的に認定されました」などと書かれています。

http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/SBS_Q_A.pdf(最終アクセス2020年5月17日)

⁴ 例えば、Keith Findley et al., Feigned Consensus: Usurping the Law in Shaken Baby Syndrome/ Abusive Head Trauma Prosecutions, 2019 *Wisconsin Law Review* 1211 (2019)

従前からの SBS に対する理解を前提としていたと考えられる「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第 15 次報告)」の報告を重視しています。このような本件背景認識の下に、本件公募を実施した上で、調査研究を始めれば、上記のような SBS をめぐる問題点は抽出されず、かえって誤った SBS 基準が固定化され、誤った虐待認定も再生産されかねません。本件背景認識を再検討の上で、公募・調査を実施するべきです。

(2)「調査研究課題の目的」「想定される事業の手法・内容」及び「求める成果物」の問題点について

本件背景認識を前提に、本件調査研究課題の目的は、「児童相談所における乳幼児揺さぶられ症候群などの虐待による乳幼児頭部外傷事案について」知見の収集等を行うとされ、「想定される事業の手法・内容」及び「求める成果物」としても、「虐待による乳幼児頭部外傷事案に関する」といった表現が繰り返し使われています。そこでは、「乳幼児揺さぶられ症候群」による虐待が認定できることを前提としているとしか考えられません。そして、その表現ぶりからすれば、従前の「乳幼児揺さぶられ症候群」の理解を前提に認定された「虐待」についての調査のみが調査の対象とされかねません。

また、「想定される事業の手法・内容」として、「児童相談所や市町村、医療機関、児童福祉施設等へヒアリング」は例示されていますが、SBS を疑われて親子分離をされた養育者、特に虐待を誤認された養育者からのヒアリングは全く念頭に置かれていません。

これでは、上述(1)で述べたような「乳幼児揺さぶられ症候群」自体の問題点に踏み込んだ調査が行われない可能性が高いとしか考えられません。

また、同じく「想定される事業の手法・内容」として例示される「関係学会等の協力」「有識者の参画」も問題となりえます。「関係学会」も「有識者」も特定されていませんが、従前「乳幼児揺さぶられ症候群」による虐待認定を主導してきた関係者がこれに該当するのであれば、調査研究の公正中立さが担保されないおそれがあります。

乳幼児揺さぶられ症候群すなわち虐待であるという医学的診断の妥当性を、公正中立な立場から検証することも含めて、児童相談所における乳幼児頭部外傷事案について網羅的・多角的にデータや知見の収集等を行い、実態を把握することを目的として、公募・調査研究を実施すべきです。

(3)実施主体をめぐる問題について

本調査研究の実施主体についても疑問があります。本件公募の実施主体として、「社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、その他の法人、都道府県、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。)」という限定がありますが、「児童相談所や市町村、医療機関、児童福祉施設等へヒアリング」を行うことを、10か月足らずの事業で行える人員体制をもつ組織がどれほど存在するのか、大いに疑問です。特に、全国の児童相談所、市町村、医療機関、児童福祉施設等へヒアリングを実施しようとするれば、それなりのコネクションがある組織でなければなりません。

過去同種の調査研究事業に応募し、採択された組織に有利に働くのではないかという懸念があります。すでに述べたとおり、本件公募で問題とされる「乳幼児揺さぶられ症候群」については深刻な批判が提起されていますが、そのような批判的な観点を踏まえた新規の事業主体には、およそ応募が困難な内容となっています。

さらに「乳幼児揺さぶられ症候群」に関して言えば、上記のとおり激しい論争がある中、「乳幼児揺さぶられ症候群」による虐待認定を主導してきた立場の医師グループなどによって、調査研究が行われれば、過去の研究を追認するだけに終わってしまいかねません。

以上のような観点からすれば、実施主体の公正中立さ、能力等をどのように担保していくのかは重大な課題であることは明らかです。本件公募において、「調査研究課題の内容の検討、応募のあった事業に対する補助の要否についての評価等及び採択した各事業の実施状況についての総合的な評価等は、別に定めるところにより設置する、外部有識者等による子ども・子育て支援推進調査研究事業企画評価委員会(以下「企画評価委員会」という。)において行う。なお、応募のあった事業に対する補助の要否についての評価等に当たっては、必要に応じてヒアリングを行う」(子ども・子育て支援推進調査研究事業実施要綱3参照)とはされています。しかし、企画評価委員会のメンバーとなる「外部有識者等」の人選やその能力・中立性の担保も含めて、実施主体の採択の具体的な評価基準・中立性担保の方策は示されていないと思われます。特に、企画評価委員会の人選に偏りがあれば、実施主体の能力・公正中立さにも問題が生じます。

なお、調査研究の実施段階においても、実施主体において選任される

複数の学識経験者等（以下「検討委員」といいます）が中心となって検討が進められることになることが想定されますが、この検討委員の選定にも偏りが無いことが強く求められます。前記の通り、従前主張されてきた「乳幼児揺さぶられ症候群」の概念やその診断基準そのものをゼロから検証し直す必要があることからすると、頭部外傷において虐待か事故かの鑑別に関する専門性を有する脳神経外科医から意見を聴取することはもちろん、SBS を疑われ長期の親子分離を経験した養育者側の視点でも検証できる弁護士・研究者や、従前の SBS に関する児童相談所等の対応において批判的な観点から検証することができる能力・経験等を有する学識経験者等を検討委員として選任することが不可欠であることも付言いたします。

(4) 成果の評価について

調査研究の成果が提出された後、その評価がどのようになされるのかについても、上記(3)の企画評価委員会において行うものとされています。その具体的な評価基準・中立性担保の方策は示されておらず、成果の評価についても(3)と同様の問題が生じると言わざるを得ません。

3 結語

「乳幼児揺さぶられ症候群」については、国際的に激しい論争があり、誤った虐待認定を生じるおそれがあることは、すでに述べたとおりです。虐待を防がなければならないことに異論はありませんが、誤った虐待認定による親子分離の悲劇も防がなければなりません。

貴省がまとめられた「子ども虐待対応の手引き(平成 25 年8月改正版)」における SBS に関する記述は、全面的に改訂されなければなりません。本件公募は、その全面改訂につながる基礎調査研究と考えられます。しかし、本件公募の内容は、「乳幼児揺さぶられ症候群」の虐待認定を前提とするものではないかとの懸念が拭えません。当申入書において指摘する本件問題・疑問点を踏まえて、誤った虐待認定による悲劇が繰り返されないよう、万全の方策をとられることを求める次第です。

以上